

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

土佐清水市内の事業所数は約 800 事業所あり、産業別就業人口は、宿泊業、サービス業を中心とする第三次産業が最も多く全体の約 70%を占めている。次いで製造業を中心とする第二次産業が約 20%となっており、近年産業人口は全体的に減少傾向にあり、特に農林水産業を中心とする第一次産業の減少割合が大きくなっている。また土佐清水市無料職業紹介所の有効求人倍率は 1.34（平成 30 年 3 月）であり、人手不足が深刻化している。近年人口は高齢化が更に進み（高齢化率 46.9%^{H30.4 末現在}）、約 2 人に 1 人が 65 歳以上で、生産年齢人口（15 歳～65 歳）も減少しており、今後も人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

また本市は古来より黒潮の恩恵を受ける土地柄にあり、かつお節から始まる節文化の技術を受け継ぐ宗田節作りが盛んで、現在も品質及び生産量も他の産地を大きく引き離しており、本市の基幹産業の 1 つである。あわせて水産業や農林業、サービス業と多様な業種が市内の経済や雇用を支えている。しかしながら現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人口減による人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本市の産業は広域に立地していることから、独自の取り組みとして、市内全域の事業者に対して土佐清水市販路開拓・営業拡大支援事業等を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、幡多地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、水産業が主ではあるが、農林業、製造業、サービス業と多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現

する必要がある。したがって多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市街地周辺、海岸エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、土佐清水市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。